

## 所得控除一覧表

所得控除額																						
控除の種類																						
1 雜損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失の金額ー保険などにより補てんされた額)ー(総所得金額等÷10) ②(災害関連支出の金額ー保険などにより補てんされた額)ー5万円																					
2 医療費控除	○ 医療費控除 (限度額 200万円) 総所得金額等 200万円未満 控除額=(支払医療費ー保険等の補てん額)ー総所得金額等×5パーセント 総所得金額等 200万円以上 控除額=(支払医療費ー保険等の補てん額)ー10万円 ○ セルフメディケーション税制 (限度額 88,000円) 医療用から転用された特定成分を含む医療費の総額ー12,000円																					
3 社会保険料控除	支払った額																					
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った額																					
5 生命保険料控除	<p>新契約 (平成24年1月1日以降契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額:A</th> <th>控除額(単位:円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>A÷2+6,000</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>A÷4+14,000</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧契約(平成23年12月31日までの契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額:A</th> <th>控除額(単位:円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>A÷2+7,500</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>A÷4+17,500</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 新契約 ○ 旧契約  a 新一般の生命保険料 d 旧一般の生命保険料  b 介護医療保険料 e 旧個人年金保険料  c 新個人年金保険料</p> <p>※一般の生命保険料(a、d)、個人年金保険料(c、e)について、 新旧両方が適用された場合、両方の控除額の合計が「生命保険料控除」の 控除額となります。(限度額:28,000円)</p> <p>※「生命保険料控除額」は、一般の生命保険料(a、d)、 個人年金保険料(c、e)、介護医療保険料(b)について、 それぞれの算式により計算した控除額の合計額になります。 (限度額:70,000円)</p>	支払額:A	控除額(単位:円)	12,000円以下	全額	12,000円超 32,000円以下	A÷2+6,000	32,000円超 56,000円以下	A÷4+14,000	56,000円超	28,000	支払額:A	控除額(単位:円)	15,000円以下	全額	15,000円超 40,000円以下	A÷2+7,500	40,000円超 70,000円以下	A÷4+17,500	70,000円超	35,000	
支払額:A	控除額(単位:円)																					
12,000円以下	全額																					
12,000円超 32,000円以下	A÷2+6,000																					
32,000円超 56,000円以下	A÷4+14,000																					
56,000円超	28,000																					
支払額:A	控除額(単位:円)																					
15,000円以下	全額																					
15,000円超 40,000円以下	A÷2+7,500																					
40,000円超 70,000円以下	A÷4+17,500																					
70,000円超	35,000																					

6	地震保険料控除	<p>(1) 地震保険料だけの場合</p> <table border="1" data-bbox="475 178 1107 323"> <thead> <tr> <th>支払額 : A</th><th>控除額 (単位 : 円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下</td><td><math>A \div 2</math></td></tr> <tr> <td>50,000 円超</td><td>25,000</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 旧長期損害保険料だけの場合</p> <table border="1" data-bbox="475 391 1165 591"> <thead> <tr> <th>支払額 : A</th><th>控除額 (単位 : 円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下</td><td>全額</td></tr> <tr> <td>5,000 円超 15,000 円以下</td><td><math>A \div 2 + 2,500</math></td></tr> <tr> <td>15,000 円超</td><td>10,000</td></tr> </tbody> </table> <p>※ (1) (2) 両方ある場合は、両方の控除額の合計額が控除額になります。 (限度額 : 25,000 円)</p> <p>※ 同じ保険契約で (1) (2) いずれにも該当する金額がある場合、どちらか一方の控除額を適用します。</p>	支払額 : A	控除額 (単位 : 円)	50,000 円以下	$A \div 2$	50,000 円超	25,000	支払額 : A	控除額 (単位 : 円)	5,000 円以下	全額	5,000 円超 15,000 円以下	$A \div 2 + 2,500$	15,000 円超	10,000				
支払額 : A	控除額 (単位 : 円)																			
50,000 円以下	$A \div 2$																			
50,000 円超	25,000																			
支払額 : A	控除額 (単位 : 円)																			
5,000 円以下	全額																			
5,000 円超 15,000 円以下	$A \div 2 + 2,500$																			
15,000 円超	10,000																			
7	障害者控除	<table border="1" data-bbox="475 804 878 948"> <tr> <td>一般の障害者</td><td>26 万円</td></tr> <tr> <td>特別障害者</td><td>30 万円</td></tr> <tr> <td>同居特別障害者</td><td>53 万円</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="475 975 1417 1129"> <thead> <tr> <th></th><th>身体障害</th><th>精神障害</th><th>知的障害</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の障害者</td><td>3・4・5・6 級</td><td>2・3 級</td><td>B・C</td></tr> <tr> <td>特別障害者</td><td>1・2 級</td><td>1 級、寝たきり</td><td>(A)・A</td></tr> </tbody> </table>	一般の障害者	26 万円	特別障害者	30 万円	同居特別障害者	53 万円		身体障害	精神障害	知的障害	一般の障害者	3・4・5・6 級	2・3 級	B・C	特別障害者	1・2 級	1 級、寝たきり	(A)・A
一般の障害者	26 万円																			
特別障害者	30 万円																			
同居特別障害者	53 万円																			
	身体障害	精神障害	知的障害																	
一般の障害者	3・4・5・6 級	2・3 級	B・C																	
特別障害者	1・2 級	1 級、寝たきり	(A)・A																	
8	寡婦控除	納税義務者が寡婦である場合 26 万円																		
9	ひとり親控除	納税義務者がひとり親である場合 30 万円																		
10	勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合 26 万円																		
11	配偶者控除	別ページの一覧表を参考にしてください。																		
12	配偶者特別控除																			
13	扶養控除	<table border="1" data-bbox="475 1560 1482 1766"> <tr> <td>一般の控除対象扶養親族</td><td>16 歳～18 歳、23 歳～69 歳</td><td>33 万円</td></tr> <tr> <td>特定扶養親族</td><td>19 歳～22 歳</td><td>45 万円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td><td>同居老親等</td><td>*</td></tr> <tr> <td>同居老親等以外</td><td>70 歳以上</td></tr> </table> <p>※納税義務者またはその配偶者の直系尊属で同居している 70 歳以上の扶養親族</p>	一般の控除対象扶養親族	16 歳～18 歳、23 歳～69 歳	33 万円	特定扶養親族	19 歳～22 歳	45 万円	老人扶養親族	同居老親等	*	同居老親等以外	70 歳以上							
一般の控除対象扶養親族	16 歳～18 歳、23 歳～69 歳	33 万円																		
特定扶養親族	19 歳～22 歳	45 万円																		
老人扶養親族	同居老親等	*																		
	同居老親等以外	70 歳以上																		
14	特定親族特別控除	別ページの一覧表を参考にしてください。																		
15	基礎控除	<table border="1" data-bbox="475 1965 1156 2155"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24,000,000 円以下</td><td>43 万円</td></tr> <tr> <td>24,000,000 円超 24,500,000 円以下</td><td>29 万円</td></tr> <tr> <td>24,500,000 円超 25,000,000 円以下</td><td>15 万円</td></tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	24,000,000 円以下	43 万円	24,000,000 円超 24,500,000 円以下	29 万円	24,500,000 円超 25,000,000 円以下	15 万円										
合計所得金額	控除額																			
24,000,000 円以下	43 万円																			
24,000,000 円超 24,500,000 円以下	29 万円																			
24,500,000 円超 25,000,000 円以下	15 万円																			

## 配偶者控除 / 配偶者特別控除

		扶養者の合計所得金額 →	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	合計所得金額に対応する給与収入金額	控除額（単位：万円）			
580,000円以下	1,230,000円以下	33	22	11	
	※ 下段は老人控除対象配偶者（70歳以上）	38	26	13	
580,000円超 1,000,000円以下	1,230,000円超 1,650,000円以下	33	22	11	
1,000,000円超 1,050,000円以下	1,650,000円超 1,700,000円以下	31	21	11	
1,050,000円超 1,100,000円以下	1,700,000円超 1,750,000円以下	26	18	9	
1,100,000円超 1,150,000円以下	1,750,000円超 1,800,000円以下	21	14	7	
1,150,000円超 1,200,000円以下	1,800,000円超 1,850,000円以下	16	11	6	
1,200,000円超 1,250,000円以下	1,850,000円超 1,903,999円以下	11	8	4	
1,250,000円超 1,300,000円以下	1,903,999円超 1,971,999円以下	6	4	2	
1,300,000円超 1,330,000円以下	1,971,999円超 2,015,999円以下	3	2	1	
1,330,000円超	2,015,999円超	0	0	0	

※ 扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除 / 配偶者特別控除は適用できません。

※ 互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

## 特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	合計所得金額に対応する給与収入金額	控除額（単位：万円）
580,000円超 950,000円以下	1,230,000円超 1,600,000円以下	45
950,000円超 1,000,000円以下	1,600,000円超 1,650,000円以下	41
1,000,000円超 1,050,000円以下	1,650,000円超 1,700,000円以下	31
1,050,000円超 1,100,000円以下	1,700,000円超 1,750,000円以下	21
1,100,000円超 1,150,000円以下	1,750,000円超 1,800,000円以下	11
1,150,000円超 1,200,000円以下	1,800,000円超 1,850,000円以下	6
1,200,000円超 1,230,000円以下	1,850,000円超 1,880,000円以下	3

※ 特定親族の合計所得が金額が1,230,000円を超える場合、特定親族特別控除は適用できません。